

## 令和2年6月 定例教育委員会

日 時 令和2年6月19日（金）9時30分～

場 所 市役所11階会議室

### 出席者

（教育委員）

中島教育長職務代理者 合田委員 内海委員 萩原委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松田学校教育部次長兼学校教育課長 松尾総務課長 山口文化財課長 有富学校保健課長

### 欠席者

西本教育長

傍聴者 なし

### 内 容

(1)教育長報告

(2)令和2年4月分議事録の確認

(3)議 題

- ①佐世保市立学校使用規則の一部改正について
- ②佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件
- ③佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件

(4)協議事項

なし

(5)報告事項

- ①後期学校訪問計画について
- ②国重要文化財「針尾送信所」の多言語解説の開始について

(6)その他

- ①②③を秘密会とする件
- ②学校運営状況報告について（報告事項）
- ③山澄中・福石中・崎辺中学校区の再編事務局案について

◆ 教育長報告

- 5月28日 定例教育委員会
- 6月 1日 大久保小いのちを見つめる集会
- 6月 3日 寄贈式
- 6月10日 前期教育委員会
- 6月15日 小学校定例副校長・教頭研修会

【中島教育長職務代理者】

おはようございます。ちょっと定刻を過ぎましたけども、ただいまより6月の定例教育委員会を始めたいと思います。

昨日、事務局から連絡がありましたように、議会日程が変更になりまして、今日が一般質問の最終日になっておりますので、教育長は議場のほうに出ております。この会は私が代理で進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、教育長の報告はございませんので、(2)令和2年度4月分の議事録について確認ですけども、これは総務課長からいいですか。

【松尾総務課長】

総務課長です。事前に委員の皆様にお送りしておりました。修正等、ご意見を頂いたところではありますけれども、それでよろしければ今後ホームページ等で公開をしたいと思います。

以上です。

【中島教育長職務代理者】

議事録についてはよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【中島教育長職務代理者】

では、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、(3)議題に入っていきます。初めに、①の佐世保市立学校使用規則の一部改正の件につきまして、これは総務課のほうでよろしいでしょうか。お願いします。

【松尾総務課長】

総務課長です。よろしく申し上げます。

資料は、今日机の上に置かせていただいている資料になります。右上のほうに、当日配付①でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧くださいませでしょうか。佐世保市学校使用規則の一部改正の件でございます。佐世保市学校使用規則につきましては、学校の例えば体育館でありますとか、グラウンドでありますとか、社会教育団体に貸付け開

放を行っております。開放につきましてのルールをいろいろ定めた規則になるものでございまして、総務課のほうで所管をしております。

例えば学校の体育館であるとか、そういった施設を使用していただいた場合の使用料というのはっておりません。ただ、実費相当額、電気代ですね、電気代だけは負担していただくというルールになっております。ただ、例えばPTAの総会をしますよとか、その学校の子どもたちがほとんど参加するような社会教育団体活動であるとか、どうしても学校活動の一部ではないかと思われるようなグレーな部分については、実費についても徴集をせずに、それは学校に関わる予算として公費で支出するという運用をしております。

この運用のやり方について、これまでは、内部規則でそういったやり方をしていたんですけれども、一つは定期監査等で学校を回る際に非常にミスが多く、必要な手続を学校がとらず、申請をして許可をしないと無償にはならないんですけども、そういった手続がなされていないということで監査のほうから指摘がございました。事故防止もありますし、周知徹底を図る意味もありまして、これは規則の中にうたうべきだろうという議論が一つありました。

もう一つが、本来、そういった一部の利用者に対して優遇措置を設けるものですので、規則に謳い、公開したほうがいいんじゃないかといった議論から修正をさせていただくものでございます。

少しページが飛びますけれども、5ページをご覧くださいませでしょうか。

改正の内容でございます。新旧対照表を作っておりまして、左側が改正前、右側が改正後でございます。改正後に付け加えます条文は、第12条、この1条だけでございます。今までなかった12条を加えさせていただきます。実費の負担金ということで、ここで(1)から(4)まで上げておりますけれども、こういった事情がある場合に実費を徴集しないということで規則に謳いたいと思います。

繰り返しになりますけれども、運用のほうは今まででもこれでやっておりますので、運用の方法を変えるものではございません。今まで内規で定めていたものを規則に掲載するものでございます。

説明は以上でございます。

**【中島教育長職務代理者】**

今、説明がございましたけれども、規則の改正の件について、委員さん方から何かご質問等ございませんでしょうか。

**【全委員】**

ありません。

**【中島教育長職務代理者】**

今まで内規でやってきたのが、今回こういった形できちんとやれてよかったんじゃない

いかなと思っています。

それでは、①につきましては終わりました、2番目、小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件につきまして、これは学校教育課長。

【松田学校教育部次長兼学校教育課長】

学校教育課長です。資料は、当日配付資料の7ページをご覧くださいませでしょうか。

議題②佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件につきまして、ご説明を致します。

まず、提案の理由でございますが、佐世保市内の小・中学校に勤務する県費負担教職員の服務監督者は、地教行法の第43条に基づきまして、私ども佐世保市教育委員会となります。しかしながら、管理規則の第15条に基づきまして、服務の監督を公正かつ効率的実施するために、所属職員の服務の監督権は校長に委任をしております。その具体的な方法として、校長が職員の出勤、出張、休暇等の状況を出勤簿に記入し、整理・保管することと定めています。これが処務規則の第10条2項にきちんと明記されているものでございます。

現在は、その上で第10条の3項により出勤簿に記入・整理されている内容を、職員勤務報告書という形でA4の横置きのものになるんですが、その報告書に転記して教育委員会に提出していることとしていただいております。実はこの作業にかなりの時間と労力がかかっております。人数が少ないところはさほどではないんですが、40人、50人と抱えている学校の事務職員にとっては、校務に大変な煩雑さと呼んでいるということでございます。

したがって、この校務の効率化を進めるために、報告の提出義務規定をご覧のように削除したいと考えているものでございます。したがって、提案内容にありますように出勤簿等のところの第10条の3項、「校長は、毎月15日までに、その前月分の職員勤務報告書を市委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする」これを削除したいと思っております。必要なときにはこちらから学校に照会をかけて、出勤簿をもって回答いただければ十分に対応できるものと考えております。

この項に付随いたしまして、「市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」という文言が削除になりますので、第11条に改めて「市委員会教育長（以下「教育長」という。）」を付け加えるという形で改めさせていただければと思っております。

以上が提案の内容でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

【中島教育長職務代理者】

ただいま説明がございましたけれども、この事務のスリム化になった分について、何かお尋ねはございますか。よろしいでしょうか。

【全委員】

ありません。

【中島教育長職務代理者】

それではよろしくお願いいたします。

次に、三つ目に移ります。市立の幼稚園条例施行規則の一部改正の件につきまして、これも学校教育課長お願いします。

【松田学校教育部次長兼学校教育課長】

引き続き、学校教育課長です。

次に、議題の③でございます。事前配付資料の1ページをご覧ください。

【松尾総務課長】

総務課長です。事前配付資料はちょっと差し替えがございまして、今机の上に差し替えのほうを置かせていただいております。こちらをご覧くださいませでしょうか。申し訳ございません。

【松田学校教育部次長兼学校教育課長】

申し訳ございません。議題③佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件でございます。実は今回、改正をしようと思いましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止で、幼稚園も臨時休業しております。幼児の学びの機会の確保のために、幼稚園も夏季休業中に教育活動を実施したいという申出がございましたものですから、本規則を一部改正するものでございます。

幼稚園の教育要領によりますと、年間39週を下ってはいけないという規則がございます。現在のところ、このままいきますと40週になります。そうしますと再度、2波が来た場合ですとか、台風ですとか大雨ですとか、またはインフルエンザ等で臨時休業を余儀なくされたときの余剰が非常に心配であるということで、夏季休業を8月1日からにしたいということでございます。

ちょっと提案の内容と順番が前後しておりますが、2ページをご覧くださいますと、④本規則附則を以下のとおりとするとしております。夏季休業日の規則の変更というよりも、夏季休業日の特例として、附則をつける形での改正でございます。「第6条第2号の規定にかかわらず、令和2年度の夏季休業日は8月1日から8月31日とする」という形を取らせていただきまして、7月の2週分の授業日数を確保させていただきたいということでございます。

これが1点目ですが、実はこの改正をするに当たり、幼稚園教育条例の施行規則を改めて見直しておりましたら、非常に恥ずかしい話ですが、今まで改正しておくべきことを改正していなかった件が3件ほどございました。それで、この機会にきれいにさせていただきたいということで、提案理由の二つ目、(2)にあります3点を変更させていただきたいということでございます。続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

はい、どうぞ。学校教育課長。

【松田学校教育部次長兼学校教育課長】

①です。平成29年3月31日をもって5園が廃園となりました。中里幼稚園、三川内幼稚園、針尾幼稚園、世知原幼稚園、小佐々幼稚園です。これを削除していなかったんです。したがって、第2条の園児定員数のところを、白南風幼稚園と天神幼稚園のみ残すという形で改正させていただきたいと思っております。ほんとうに見落としで恥ずかしい話でございます。申し訳ございません。

二つ目が、幼稚園教育要領の改正が平成29年3月に出されており、これに伴って本規則の第8条も文言を変更すべきところでした。第8条、教育の内容は、健康、人間関係、環境、「言語」となってたところが、「言葉」に変えなければいけなかったんです。したがって、今回この「言葉」ということに改正させていただきたいと思っております。

引き続きまして、3番です。実は、遡ること平成19年でございます。ほんとうに申し訳ございません。平成19年学校教育法の一部の改正があつておりまして、これによつての文言の変更もしていなかったということになります。これについては、新旧対照表をご覧くださいれば分かりやすいかと思っておりますので、5ページをご覧くださいませうでしょうか。5ページの教育目標それぞれ、左側が旧、右側が新でございます。教育目標は、次のとおりとするということで、5項目上がっております。

この文言をちょっと読み上げさせていただきますが、第9条、教育目標は、次のとおりとする。(1)は、健康、安全で幸福な生活のために必要な「日常の習慣」が、「基本的な」に変わっております。

それから、(2)集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うことと大幅に変わっております。

それから(3)です。身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うことと、かなり深まった内容になっております。

(4)です。日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。ですので、ただ本に親しませるだけではなくて、それによつて言葉の使い方を正しく導きなさいという変更になっているところでございます。

(5)です。音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うことと、変更になっております。

以上でございます。すみません、ほんとうにもっと早くにしなければいけなかったことを今回まで気づかなかつたということで非常に申し訳なく思っております。よろしく願いいたします。

【中島教育長職務代理者】

幼稚園の条例施行規則改正の件で今説明がございましたけど、何かお尋ねはありませんか。

コロナ禍を機会に、いろんなものを見直す一つの機会かなと思います。結局、整理することがある意味先々のスリム化になると思うんですよね。だから、すごくいいことだと思います。

それでは、③はよろしいでしょうか。

【萩原委員】

この文言は改正に伴う、もう決まっている、国か県から下りてきたものなんですね。

【松田学校教育部次長兼学校教育課長】

そうです。学校教育法が一部改正になっていますので。

それに伴って変えなければいけなかったことです。

【萩原委員】

とても難しくなって、幼稚園の教育の現場で何か変わるのかなと思ったけど、そういうことではないんですね。文言が変わるだけです。

【中島教育長職務代理者】

小・中学校の学習指導要領も変わってきますよね。それと同じように公立の幼稚園もそうになっていますので。その都度、国なり、県なりから下りてきますので、随時変えていくということだと思います。

【萩原委員】

はい、分かりました。

【中島教育長職務代理者】

それでは、次の協議事項はございませんので、5番目の報告事項に入りたいと思います。

①の後期の学校訪問につきまして、これは学校教育課長ですかね。よろしくお願いたします。

【松田学校教育部次長兼学校教育課長】

学校教育課長です。お手元の資料は、報告1の1ページになります。

9月以降の学校訪問の日程をこのように示させていただいております。委員さん方にはS AとAに来ていただきたいと思っておりますので、ご計画をお願いしたいと思っております。

10月1日に福石中がSA訪問です。10月15日がA訪問で広田小でございます。10月20日がSA訪問で宮小になります。10月28日がA訪問、花高小でございます。11月10日が早岐小のSA訪問です。そのほか、13日に大野小のRST21世紀型読解力に関する研究発表、それから同じ内容で11月25日に大野中の研究発表会となっております。また、後ほど鳩山主幹から出席の確認につきましてご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【中島教育長職務代理者】

今、学校訪問のお話がございますけれども、来月から始まりますので、それについての出欠の確認は学校教育課のほうに出されるものと思います。後期も計画されていますけれども、まだ日にちがありますので、基本的にSAとAは参加いただいて、特にご希望があればB訪問も参加いただいています。

その都度、声をかけていただければ大丈夫かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

学校訪問につきまして、何かお尋ねはございませんでしょうか。

【内海委員】

この時期に後期のスケジュールが出るなんて驚きでございます。それだけにスケジュールは絶対に埋めなければいけないという。いつもなら12月になってもちょこちょこってあるんですけども、今回ないので寂しいなと思いながら見てました。

以上です。

【中島教育長職務代理者】

じゃあ、学校訪問の件はよろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【中島教育長職務代理者】

それでは、2番目の重要文化財「針尾送信所」ですね。先日パンフレットも頂いております。文化財課長。

【山口文化財課長】

文化財課長です。国重要文化財「針尾送信所」の多言語解説の開始についてということで、事前配付資料、次のページをお開きいただきたいと思います。

チラシになっておりますけれども、この多言語につきましては、令和元年度6月の補正予算の中で予算化をしたものでございます。国の補助事業を頂きまして多言語化を図っているところでございますが、日本語を含めて10言語に対応していることとなります。

国旗がずっと並んでおります。当初ご説明申し上げたときに、右から3番目にポルトガル語という国旗がもともとなかったのですが、それはどうしてかというところとインドネシア語とマレー語を別々にしてたんですね。製作会社のほうから、インドネシア語とマレー語というのはほとんど言語が似ているらしいので、そこは一緒でもいいんじゃないでしょうかというご提案がありましたので、そこを統合したことによって、もう一言語入るような形になったんですね。

そこで、何語を入れるかということで考えたところ、佐世保市の本庁とかの窓口が多言語化もしています。そこでやっているのが、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語というのがあって、ミャンマー語がちょっとうちのシステムでは対応できてませんでしたので、そこを重複する形で選択したのがポルトガル語ということで、ポルトガル語を入れさせていただいております。

この開始は7月1日から開始するようにしてまして、アプリをインストールしていただくこととなります。こちらのチラシに載っております右端の 안드로이드 と iOS のそれぞれアプリを入れていただきまして、そのアプリを起動して、現地のほうで、この裏面に地図が載っているんですが、下の欄にコードっぽい黒いマークがあると思うんですけど、このアプリを起動して言語を選択するところがあるんです。例えば英語を選択して、このコードをカメラで読み込みます。感度が悪くてうまく鳴らないですが、こんな感じですね。

字と音声が出るような形でございます。ここに言語が全部出てきますので、言語を選択してこのカメラで。一つのコードで10言語全部いけます。アプリがオフラインでも使えるということがメリットです。

こちらを7月1日から導入していくわけですが、今、針尾送信所は年間に日本人、外国人含めて3万9,000人程度お越しいただいている状況で、その中で外国人が大体400人ちょっと、1%ぐらいしかまだ来てない状況です。その中でもほとんどアメリカ人の状況ですが、結構各国ばらばらに来てらっしゃる状況もあって、この言語も対応していない国からも来ていただいている状況がありますので、今回新型コロナウイルス関係でインバウンドは非常に厳しい状況ではありますが、先を見据えて10言語での対応をさせていただいたところでございます。

7月1日になりましたら、ぜひダウンロードしていただいて、総合案内を見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

#### 【中島教育長職務代理者】

今、説明がございましたがお尋ねはございませんでしょうか。  
どうぞ。

#### 【内海委員】

これはほかのところも随時開始するのでしょうか。針尾だけがまずスタートというこ

とですか。

【中島教育長職務代理者】

はい、どうぞ。文化財課長。

【山口文化財課長】

文化財課長です。まず針尾で試させていただいて、日本遺産を中心に、もし拡張できれば日本遺産鎮守府のほうでできたらいいかなというふうには思っています。結構金額もするものですから。今回280万円ぐらい経費が掛かっています。まずやってみて、状況を見てみたいと思います。

【中島教育長職務代理者】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【中島教育長職務代理者】

それでは、以上で報告事項を終わりました。

【松田学校教育部次長兼学校教育課長】

学校教育課長です。最後に、前回の前期教育委員会のときに、まなびのひろばのアクセス数を尋ねてございましたので、ご回答させていただきます。

昨日時点で4,433件でございました。もうちょっとってほしいなという思いもあるんですが、休業中に限っておそらく使っていますので、学校が始まったら見る機会はぐんと減っているのかなというところでございます。それでも先週、前期教育委員会から昨日までで100増えていたそうなので、日常でもちらほらということです。

やはり学校でしかPRしてくれませぬので、もっと周知をしたいなと。それから、中身ももっと充実させていかなければいけないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

【中島教育長職務代理者】

説明がございましたが、よろしいでしょうか。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----